

議案第42号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後

別表第1（第3条関係）

略	
3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） にいう知的障害者に対する療育手帳の交付 に関する事務であって、規則で定めるもの
4 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年 法律第129号）による給付金の支給に關する 事務であって、規則で定めるもの
5 略	
6 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭 和63年鳥取県条例第4号）による授業料の 徴収に関する事務であって、教育委員会規 則で定めるもの
7 教育委員会	鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務で あって、教育委員会規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

略		
知事	別表第1の2の項に掲	生活保護法による保護の

改 正 前

別表第1（第3条関係）

略	
3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） にいう知的障害者に対する療育手帳の交付 に関する事務であって、規則で定めるもの
4 略	
5 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭 和63年鳥取県条例第4号）による授業料の 徴収に関する事務であって、教育委員会規 則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

略		
知事	別表第1の2の項に掲	生活保護法による保護の

	げる事務	実施に関する情報
知事	別表第1の4の項に掲げる事務	法別表第2の65の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
略		

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	別表第1の7の項に掲げる事務	法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
知事	公安委員会、企業局又は病院局	法別表第2の74の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の74の項第4欄に掲げる情報
略			

	げる事務	実施に関する情報
教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
略		

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
略			

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から4の項までに掲げる事務</u></p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p>
<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、<u>次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</u></p>	<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、<u>監査委員とし、同号に規定する条例で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。</u></p>

- | | |
|--|--|
| <p>(1) <u>監査委員</u> <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>教育委員会</u> <u>個人番号条例別表第1の5の項から7の項までに掲げる事務</u></p> | |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。